

## 「第3回オーライ！ニッポン大賞」の募集

「オーライ！ニッポン大賞」は、全国各地で都市と農山漁村の共生・対流の活動に積極的に取り組んでいる方々を表彰し、その活動を広くPRすることにより、都市と農山漁村双方の生活・文化を享受する新しいライフスタイルの普及推進を目指すことを目的として平成15年度から実施されています。また、過去に応募したものでも再応募が可能です。

### ● 募集対象

#### (1) オーライ！ニッポン大賞

都市と農山漁村の共生・対流を促進するため、「都市側から人を送り出す活動」、「都市と農山漁村を結びつける活動」、「農山漁村の魅力を活かした受入側の活動」などについて優れた貢献のあった団体もしくは個人

#### (2) ライフスタイル賞

Iターン等により農山漁村において個性的で魅力的な新しいライフスタイルを実践している方

### ● 募集期限

平成17年10月31日



第1回グランプリ  
飯田市（長野県飯田市）



第2回グランプリ  
八千代町（兵庫県八千代町）

### ● 賞

オーライ！ニッポン大賞グランプリ（内閣総理大臣賞） 1件

\* オーライ！ニッポン大賞の中からグランプリを決定します。

オーライ！ニッポン大賞 6件

審査委員会長賞 6件程度

ライフスタイル賞 数件

### ● 応募方法

オーライ！ニッポン大賞事務局へお問い合わせいただくか、下記の応募サイトからご応募下さい。

第3回オーライ！ニッポン大賞募集のホームページ

<http://www.kyosei-tairyu.jp/>

## 「第5回むらの伝統文化顕彰」の募集

「むらの伝統文化顕彰」は、農山漁村の伝統文化の価値を理解し、その維持・継承、活用に積極的に取り組んでいる方々、そして伝統文化を地域の活性化に生かしている方々を顕彰し、農山漁村に寄与することを目的として平成13年度から実施されています。

地域の個性や、後継者の育成、活動による地域の活性化などを審査基準として、学識経験者などにより構成される審査委員会にて選考を行い、平成18年2月下旬に表彰式が行われる予定です。



第3回農林水産大臣賞  
「『西塩子(にしおご)の回り舞台』組立と地芝居の復興」  
西塩子の回り舞台保存会  
(茨城県大宮町(現:常陸大宮市))



第4回農林水産大臣賞  
「祝島(いわいしま)の神舞(かんまい)」  
祝島神舞奉賛会(いわいしまかんまいほ  
うさんかい)  
(山口県上関町)

### ● 募集対象

農山漁村の伝統文化動に寄与している団体または個人

### ● 募集期限

平成17年10月31日

### ● 賞

農林水産大臣賞 1件

農林水産省農村振興局長賞 2件

(財)都市農山漁村交流活性化機構理事長賞 3件

### ● 応募方法

むらの伝統文化顕彰事務局へお問い合わせいただくか、下記の応募サイトをご覧ください。

第5回むらの伝統文化顕彰募集のホームページ

<http://www.kouryu.or.jp/dento/h17/index.html>

自薦・他薦を問いません。皆様からの積極的なご応募をお待ちしています。

(お問い合わせこちらまで)

〔むらの伝統文化顕彰 事務局〕 〔オーライ！ニッポン大賞 事務局〕

(財)都市農山漁村交流活性化機構 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-5-3不二ビル8階

TEL:03-3548-2718 FAX:03-3276-6771

# 農山漁村余暇法<sup>1</sup>と特定農地貸付法<sup>2</sup>の改正について

第162回国会において、農山漁村余暇法（平成17年12月施行予定）と特定農地貸付法（同年9月1日施行済み）が改正されました。

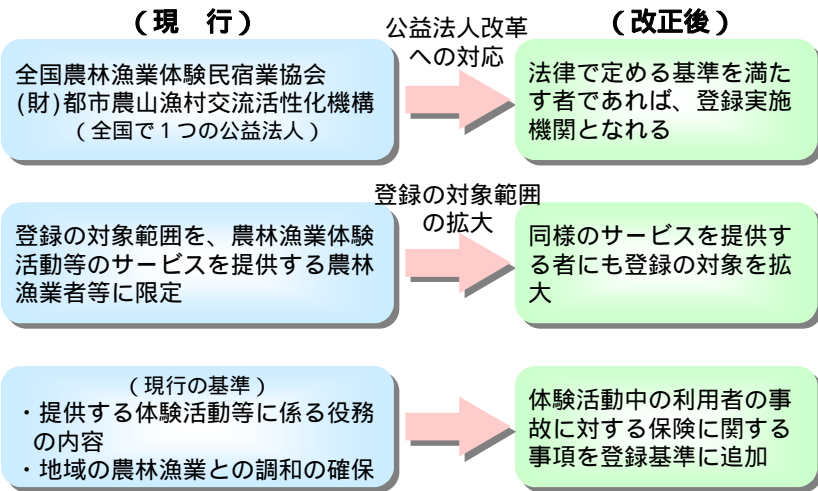
農山漁村余暇法の改正点は、農林漁業体験民宿業者<sup>3</sup>の登録実施機関を指定制度から登録制度へ移行、登録対象の拡大、登録基準の追加です。また、特定農地貸付法では、市町村等との間で協定を結んだ農業者やNPO等が市民農園を開設できるようになりました。

- 1... 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律
- 2... 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律
- 3... 農林漁業体験活動等のサービスを提供する宿泊業者



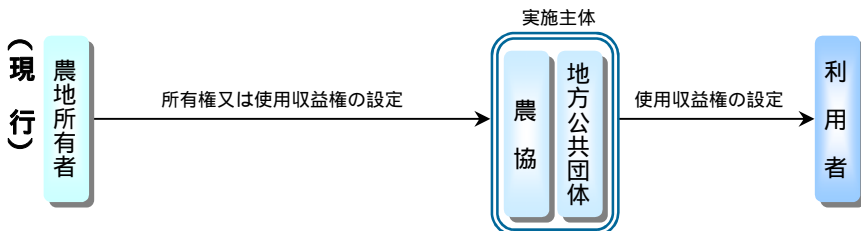
## ● 農山漁村余暇法の改正

1. 登録実施機関についての指定制度から登録制度への移行  
「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に従い、農林漁業体験民宿業者の登録実施機関について、国が全国で1つの公益法人を指定する制度から、登録基準を満たしていれば国に登録できる制度に移行する。
2. 農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の見直し  
登録制度の対象である農林漁業体験民宿業者の範囲について、「農林漁業者又はその組織する団体」以外の者が運営する者（NPO等）にも拡大する。
3. 農林漁業体験民宿業者の登録基準の追加  
農林漁業体験民宿業者の登録基準の1つとして、体験活動中における利用者の事故に対応する保険に関する事項を追加する。

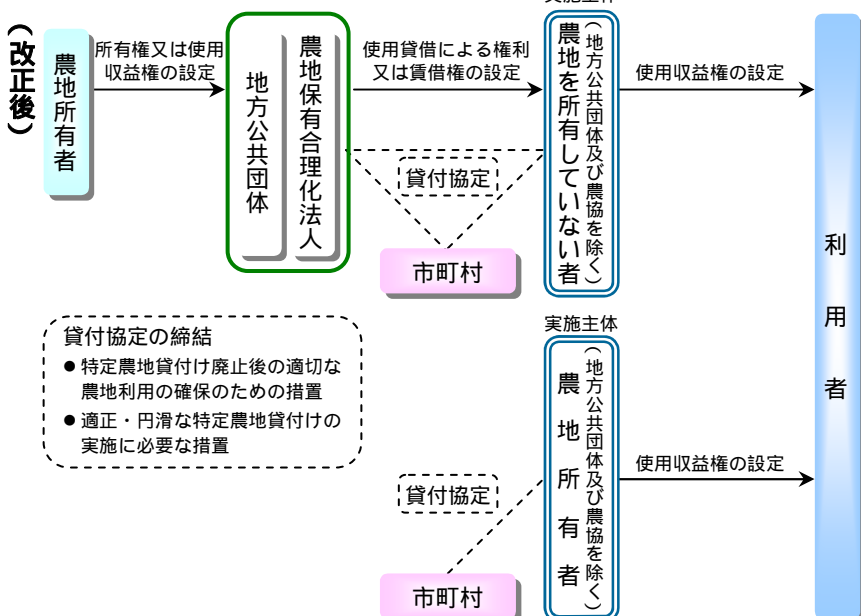


## ● 特定農地貸付法の改正

1. 特定農地貸付けの実施主体の拡大  
「地方公共団体又は農業協同組合」のみが特定農地貸付けを実施できるとする限定を撤廃し、これら以外の者が市民農園を開設できるとする。
2. 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定農地貸付けの実施方法  
地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合には、適正な農地利用を確保する方法等を定めた「協定」を市町村等との間で締結することを義務付ける。



### 【上記に加えて】



### （参考）改正の経緯

- ・平成15年4月から構造改革特別区域法により、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法の特例を実施
- ・平成16年9月の構造改革特別区域推進本部の決定を踏まえ、特区の特例措置の内容を全国において実施するため、特定農地貸付法の一部を改正

### 【特定農地貸付けの定義】

- ・10a未満の農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で実施
- ・営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付け
- ・5年を超えない農地の貸付け

## 事務局からのお知らせ

- お詫びと訂正

季刊「新往来」第17号（平成17年6月17日）のp5「霜宮火焚（ほたき）神事」（熊本県阿蘇市）のふりがなに誤りがありました。正しくは、「ひたき」です。また、p10の「池川遊遊会」（高知県池川町）の写真に誤りがありました。正しくは、下記のとおりです。お詫びして訂正いたします。



- 皆様からの情報提供をお待ちしております

「交流情報誌 季刊 新往来」は皆様からお寄せいただいた情報で構成されています。地域の自慢やイベントの案内など、全国に向けて発信したい情報がありましたら、ぜひご連絡下さい。

なお、次号（第19号）につきましては、平成17年12月中旬の発行を予定しております。10月下旬から編集作業に入りたいと考えておりますので、その頃までに

記入様式に必要な事項をご記入の上、各都道府県又は下記の編集・発行先までお送り下さい。記事に関連する写真・イラストがありましたら併せて添付して下さい。記入様式をご要望の場合は、お手数ですが下記の編集・発行先までご連絡下さい。

皆様からお寄せいただいた情報についてはできる限り掲載するよう努めておりますが、誌面スペースの関係上掲載できない場合もありますので、あらかじめご了承下さい。

- 編集後記

先日、「『立ち上がる農山漁村』シンポジウム」に行ってきました。農林水産業は知的財産の宝庫であることや特許権・商標権との関係について知ることができ、非常に勉強になりました。そして何より、地域の方々の創造的な取組に感銘するとともに元気づけられました。（立ち上がる農山漁村ホームページ：



<http://www.maff.go.jp/tatiagaru/newpage9.htm> )

### 編集・発行

農林水産省 農村振興局 農村政策課（担当：矢野）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL:03-3502-8111（内線4619）

FAX:03-3595-6340



- 農林水産省のホームページでは、季刊「新往来」や都市と農山漁村の共生・対流など、様々な情報を掲載しております。ぜひご覧下さい。

農林水産省（<http://www.maff.go.jp>） 農村 都市農村交流の総合案内（季刊 新往来）  
（<http://www.maff.go.jp/nouson/seisaku/sinourai/index.htm>）